

事業年報概要

1. 総括

令和6年度の医療保険制度の状況を、全国健康保険協会を中心に概観する。

(1) 加入者数

令和6年度末現在の医療保障適用状況をみたものが、第1表である。加入者数は、全国健康保険協会（以下、「協会けんぽ」と略す。）が3,969万6千人、総人口の32.2%、組合管掌健康保険（以下、「組合健保」と略す。）が2,792万人、同22.6%、国民健康保険（以下、「国保」と略す。）が2,454万9千人、同19.9%であり、この3制度で大半を占めている。また、全国健康保険協会（法第3条第2項被保険者）（以下、「法第3条第2項」と略す。）は1万7千人、船員保険は10万8千人である。

制度別に加入者数の推移をみたものが、第2表である。平成27年度以降の伸び率を見ると、協会けんぽは令和元年度まで増加していたが、令和2年度以降減少し、令和5年度以降は再び増加している。組合健保は平成27年度は横ばい、平成28年度は短時間労働者の適用拡大が行われた影響で増加し、平成29年度以降も引き続き増加となっていたが、令和元年度以降減少している。国保は平成27年度以降一貫して減少している。

(2) 被保険者数

被用者保険における制度別の被保険者数の推移をみたものが、第3表である。協会けんぽは、令和3年度まで増加し、令和4年度は令和4年10月の共済組合員資格の適用要件の拡大（共済組合法の改正）に伴い、業態が公務である非常勤職員等が共済組合員となった影響により減少したが、令和5年度以降は増加に戻り、令和6年10月の短時間労働者の適用拡大の影響で伸び率が高くなっている。組合健保は、平成30年度まで増加していたが、令和元年度は減少し、令和2年度で増加に転じ、令和3年度はほぼ横ばい、令和4年度以降は増加している。共済組合は、平成27年度以降増加している。対前年度伸び率の過去10年間の平均は、協会けんぽは2.1%の増加、組合健保は0.8%の増加となっている。

第1表 医療保障適用人口（令和6年度末）

	被保険者	被扶養者	計	構成比
	千人	千人	千人	%
総人口	・	・	123,397	100.0
協会けんぽ	25,721	13,975	39,696	32.2
法第3条第2項	12	5	17	0.0
組合健保	16,890	11,030	27,920	22.6
船員保険	58	51	108	0.1
共済組合	5,764	4,021	9,785	7.9
国保	24,549	・	24,549	19.9
後期高齢者医療	20,325	・	20,325	16.5
生活保護法適用者	・	・	2,000	1.6

注1. 総人口は人口推計月報（総務省統計局）令和7年4月1日現在（確定値）による。

注2. 生活保護法適用者は、「被保護者調査（令和7年3月分）」（厚生労働省社会・援護局保護課）による。

注3. 組合健保、船員保険、国保、後期高齢者医療は、速報値である。

注4. 共済組合は、令和5年度末の数値である。

第2表 制度別加入者数の推移（年度末）と対前年度伸び率

年度	協会けんぽ	法第3条第2項	組合健保	船員保険	共済組合	国保	後期高齢者医療
	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
平成26	36,392	19	29,131	125	8,836	35,937	15,767
27	37,165	19	29,136	124	8,774	34,687	16,237
28	38,071	19	29,463	122	8,697	32,940	16,778
29	38,930	17	29,479	121	8,645	31,475	17,219
30	39,400	16	29,541	119	8,575	30,256	17,718
令和元	40,444	17	28,838	118	8,542	29,324	18,032
2	40,296	16	28,681	116	8,679	28,904	18,060
3	40,265	16	28,382	113	8,690	28,051	18,434
4	39,440	16	28,201	111	9,825	26,772	19,135
5	39,543	17	28,030	109	9,785	25,662	19,785
6	39,696	17	27,920	108	—	24,549	20,325
	%	%	%	%	%	%	%
平成27	2.1	3.5	0.0	△ 1.1	△ 0.7	△ 3.5	3.0
28	2.4	0.8	1.1	△ 1.3	△ 0.9	△ 5.0	3.3
29	2.3	△ 13.6	0.1	△ 1.0	△ 0.6	△ 4.4	2.6
30	1.2	△ 2.0	0.2	△ 1.2	△ 0.8	△ 3.9	2.9
令和元	2.6	1.2	△ 2.4	△ 1.5	△ 0.4	△ 3.1	1.8
2	△ 0.4	△ 4.5	△ 0.5	△ 1.7	1.6	△ 1.4	0.2
3	△ 0.1	2.3	△ 1.0	△ 2.2	0.1	△ 3.0	2.1
4	△ 2.0	1.2	△ 0.6	△ 2.1	13.1	△ 4.6	3.8
5	0.3	1.5	△ 0.6	△ 1.3	△ 0.4	△ 4.1	3.4
6	0.4	1.6	△ 0.4	△ 0.8	—	△ 4.3	2.7
10年平均	0.9	△ 0.9	△ 0.4	△ 1.4	—	△ 3.7	2.6

注. 令和6年度の組合健保、船員保険、国保、後期高齢者医療は、速報値である。

第3表 被用者保険における制度別被保険者数の推移（年度末）と対前年度伸び率

年度	協会けんぽ	法第3条第2項	組合健保	船員保険	共済組合	被用者保険計
	千人	千人	千人	千人	千人	千人
平成26	20,902	12	15,644	58	4,493	41,109
27	21,577	13	15,811	58	4,504	41,964
28	22,428	13	16,284	58	4,514	43,297
29	23,203	12	16,486	58	4,531	44,290
30	23,757	11	16,719	58	4,537	45,083
令和元	24,793	12	16,353	58	4,562	45,778
2	24,877	11	16,419	58	4,718	46,082
3	25,072	11	16,411	57	4,767	46,319
4	24,800	11	16,549	57	5,736	47,154
5	25,212	12	16,679	57	5,764	47,723
6	25,721	12	16,890	58	—	—
	%	%	%	%	%	%
平成27	3.2	4.1	1.1	0.3	0.2	2.1
28	3.9	1.8	3.0	0.2	0.2	3.2
29	3.5	△ 11.3	1.2	0.4	0.4	2.3
30	2.4	△ 1.7	1.4	0.2	0.1	1.8
令和元	4.4	1.5	△ 2.2	△ 0.2	0.5	1.5
2	0.3	△ 4.6	0.4	△ 0.8	3.4	0.7
3	0.8	2.7	△ 0.0	△ 1.3	1.0	0.5
4	△ 1.1	1.6	0.8	△ 0.2	20.3	1.8
5	1.7	2.0	0.8	0.2	0.5	1.2
6	2.0	2.4	1.3	0.9	—	—
10年平均	2.1	△ 0.3	0.8	△ 0.0	—	—

注. 令和6年度の組合健保、船員保険は、速報値である。

(3) 標準報酬月額平均

制度別に標準報酬月額の平均の推移をみたものが、第4表である。令和6年度末の協会けんぽは31万2千円、組合健保は40万3千円であり、前年度と比較すると、協会けんぽは1.6%増加、組合健保は2.5%増加している。また、法第3条第2項は1万7千円（平均標準賃金日額）となっている。

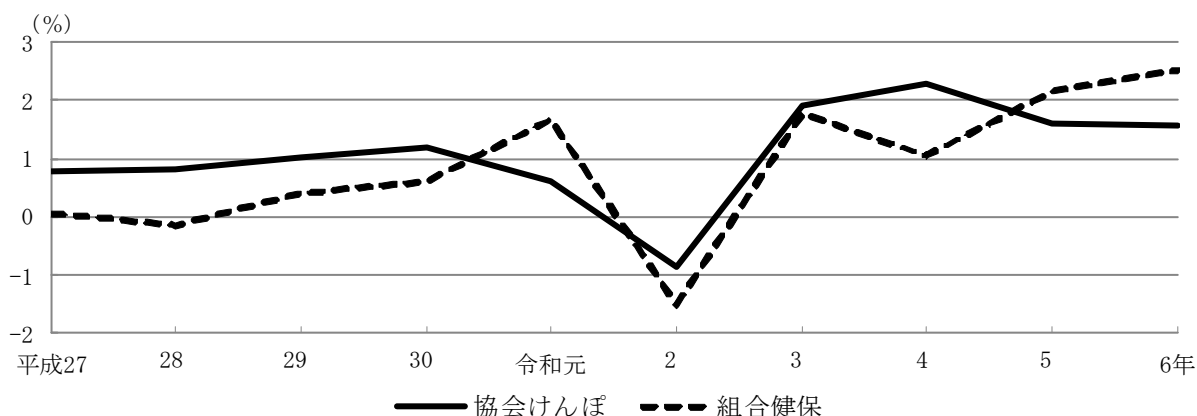
第1図は、協会けんぽと組合健保の標準報酬月額の平均の対前年度伸び率の推移をグラフでみたものである。協会けんぽと組合健保を比べると、平成30年度までは協会けんぽの方が高めに推移し、令和元年度は組合健保の方が高く、令和2年度以降は再び協会けんぽの方が高めに推移していたが、令和5年度以降は組合健保の方が高くなっている。

第4表 制度別標準報酬月額の平均（年度末）と対前年度伸び率

年度	協会けんぽ 円	法第3条第2項 (日額) 円	組合健保 円	船員保険 円	共済組合 円	国保 千円	後期高齢者医療 千円
平成26	279,789	13,794	370,072	397,567	415,565	1,444	830
27	282,001	13,991	370,300	407,025	415,960	1,396	804
28	284,285	14,176	369,817	412,609	418,812	1,388	828
29	287,218	14,266	371,301	416,647	416,987	1,361	840
30	290,660	14,491	373,555	417,057	417,772	1,367	857
令和元	292,462	14,330	379,805	419,157	418,647	1,335	858
2	289,937	15,388	374,131	421,947	408,708	1,360	863
3	295,438	15,596	380,735	428,727	409,444	1,404	885
4	302,159	15,898	384,746	438,220	374,721	1,425	925
5	306,991	16,291	393,028	457,465	377,179	1,454	936
6	311,812	16,633	402,989	466,117	—	—	1,000
	%	%	%	%	%	%	%
平成27	0.8	1.4	0.1	2.4	0.1	△ 3.3	△ 3.1
28	0.8	1.3	△ 0.1	1.4	0.7	△ 0.6	3.0
29	1.0	0.6	0.4	1.0	△ 0.4	△ 1.9	1.4
30	1.2	1.6	0.6	0.1	0.2	0.4	2.0
令和元	0.6	△ 1.1	1.7	0.5	0.2	△ 2.3	0.1
2	△ 0.9	7.4	△ 1.5	0.7	△ 2.4	1.9	0.6
3	1.9	1.4	1.8	1.6	0.2	3.2	2.5
4	2.3	1.9	1.1	2.2	△ 8.5	1.5	4.5
5	1.6	2.5	2.2	4.4	0.7	2.0	1.2
6	1.6	2.1	2.5	1.9	—	—	6.8
10年平均	1.1	1.9	0.9	1.6	—	—	1.9

注1. 国保と後期高齢者医療は「旧ただし書方式による前年所得（基礎控除前）」であり、国保は1世帯当たり、後期高齢者医療は被保険者1人当たりの額である。
 2. 令和6年度の組合健保、船員保険は、速報値である。

第1図 標準報酬月額の平均の対前年度伸び率の推移（年度末）



(4) 医療費及び加入者1人当たり医療費

制度別に医療費の推移をみたものが、第5表である。協会けんぽ、組合健保、後期高齢者医療は、令和元年度までは増加していたが、令和2年度は減少し、令和3年度以降再び増加に転じている。国保は、平成27年度は増加していたが、平成28年度以降減少し、令和3年度で増加に転じたが、令和4年度以降は再び減少している。

制度別の加入者1人当たり医療費の推移をみたものが、第6表である。令和6年度の協会けんぽは21万3千円、組合健保は19万6千円であり、前年

度と比較すると、協会けんぽは1.3%増加、組合健保は1.5%増加している。

第2図は、協会けんぽと組合健保の加入者1人当たり医療費の対前年度伸び率の推移をグラフでみたものである。協会けんぽと組合健保を比べると、令和2年度は協会けんぽの方が高く、令和3年度以降は組合健保の方が高いが、令和6年度はほぼ同水準の伸び率となっている。過去10年間の年度平均伸び率は、協会けんぽは2.5%の増加、組合健保は2.8%の増加となっている。

第5表 制度別医療費の推移（4月～翌年3月）と対前年度伸び率

年度	協会けんぽ	法第3条第2項	組合健保	船員保険	共済組合	国保	後期高齢者医療	計
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成26	60,230	21	43,422	238	13,442	118,175	145,453	380,980
27	64,145	22	44,926	242	13,727	120,272	152,111	395,444
28	65,675	19	45,169	246	13,513	115,018	153,908	393,548
29	68,967	12	46,481	244	13,634	112,410	160,666	402,414
30	71,050	10	47,166	238	13,616	109,209	164,368	405,656
令和元	74,853	10	47,299	242	13,825	108,393	170,729	415,350
2	72,644	8	44,881	230	13,269	104,185	166,325	401,541
3	78,444	8	48,898	236	14,467	108,081	170,920	421,052
4	81,521	8	51,956	235	17,032	106,878	179,647	437,277
5	83,214	8	54,212	235	19,533	104,734	187,692	449,630
6	84,457	8	54,807	236	—	101,594	—	—
	%	%	%	%	%	%	%	%
平成27	6.5	1.7	3.5	1.7	2.1	1.8	4.6	3.8
28	2.4	△ 10.8	0.5	1.5	△ 1.6	△ 4.4	1.2	△ 0.5
29	5.0	△ 37.5	2.9	△ 0.6	0.9	△ 2.3	4.4	2.3
30	3.0	△ 15.4	1.5	△ 2.7	△ 0.1	△ 2.8	2.3	0.8
令和元	5.4	△ 3.5	0.3	1.6	1.5	△ 0.7	3.9	2.4
2	△ 3.0	△ 20.9	△ 5.1	△ 4.8	△ 4.0	△ 3.9	△ 2.6	△ 3.3
3	8.0	△ 0.6	9.0	2.6	9.0	3.7	2.8	4.9
4	3.9	△ 1.8	6.3	△ 0.2	17.7	△ 1.1	5.1	3.9
5	2.1	8.3	4.3	0.0	14.7	△ 2.0	4.5	2.8
6	1.5	△ 5.5	1.1	0.3	—	△ 3.0	—	—
10年平均	3.4	△ 9.6	2.4	△ 0.1	—	△ 1.5	—	—

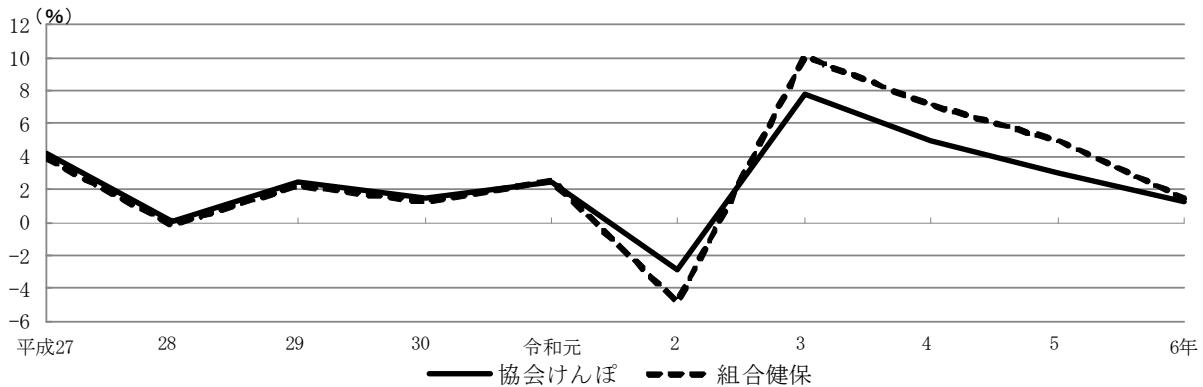
注. 令和6年度の組合健保、船員保険、国保は、速報値である。

第6表 制度別加入者1人当たり医療費の推移（4月～翌年3月）と対前年度伸び率

年度	協会けんぽ	法第3条第2項	組合健保	船員保険	共済組合	国保	後期高齢者医療
	円	円	円	円	円	円	円
平成26	166,944	113,847	148,583	189,229	152,308	322,999	934,008
27	173,961	112,986	154,259	194,728	156,817	339,242	951,679
28	174,122	99,689	154,105	199,852	156,406	338,799	932,611
29	178,353	68,466	157,576	200,944	158,013	347,315	945,088
30	181,083	61,637	159,555	198,052	159,040	351,505	941,528
令和元	185,541	58,984	163,632	203,420	162,575	362,148	953,909
2	180,291	48,214	155,766	197,033	153,714	356,120	920,568
3	194,415	47,647	171,432	206,306	166,972	376,658	939,766
4	204,099	46,105	183,616	210,066	184,905	385,970	955,550
5	210,287	49,302	192,744	213,732	200,048	396,529	963,923
6	212,946	45,925	195,694	217,248	—	403,259	—
	%	%	%	%	%	%	%
平成27	4.2	△ 0.8	3.8	2.9	3.0	5.0	1.9
28	0.1	△ 11.8	△ 0.1	2.6	△ 0.3	△ 0.1	△ 2.0
29	2.4	△ 31.3	2.3	0.5	1.0	2.5	1.3
30	1.5	△ 10.0	1.3	△ 1.4	0.7	1.2	△ 0.4
令和元	2.5	△ 4.3	2.6	2.7	2.2	3.0	1.3
2	△ 2.8	△ 18.3	△ 4.8	△ 3.1	△ 5.5	△ 1.7	△ 3.5
3	7.8	△ 1.2	10.1	4.7	8.6	5.8	2.1
4	5.0	△ 3.2	7.1	1.8	10.7	2.5	1.7
5	3.0	6.9	5.0	1.7	8.2	2.7	0.9
6	1.3	△ 6.8	1.5	1.6	—	1.7	—
10年平均	2.5	△ 8.7	2.8	1.4	—	2.2	—

注. 令和6年度の組合健保、船員保険、国保は、速報値である。

第2図 加入者1人当たり医療費の対前年度伸び率の推移



2. 協会けんぽ（一般被保険者）

(1) 適用状況

協会けんぽ（法第3条第2項を除く）の適用状況の推移をみたものが、第7表である。令和6年度末の被保険者数は、2,572万1千人（前年度末より50万9千人、2.0%増）、被扶養者数は、1,397万5千人（同35万6千人、2.5%減）であり、扶養率は0.543

（同0.025ポイント減）である。

被保険者数を男女別にみると、男子は1,478万9千人、女子は1,093万2千人であり、前年度末に比べると男子は0.9%増、女子は3.6%増となっている。被保険者のうち女子の占める割合は42.5%である。

被扶養者数を男女別にみると、男子は509万7千人、女子は887万8千人であり、前年度末と比較すると男子は1.4%減、女子は3.1%減となっている。被扶養者のうち女子の占める割合は63.5%である。

令和6年度末の適用事業所数は275万7千事業所であり、前年度末と比較すると3.4%増加している。1事業所当たりの被保険者数は1.3%減少して9.33人となっている。

令和6年度末の被保険者1人当たり標準賞与額の平均（標準賞与額の総額の年度累計を賞与の支給を受けた被保険者数の年度累計で除した額）は34万7千円で、前年度と比較すると4.0%の増加となっている。

平成26年度以降における適用種別の被保険者数の推移をみたものが、第3図である。強制適用被保険者数は、令和4年度末は令和4年10月の共済組合法の改正の影響により令和3年度末と比べて減少しているが、令和5年度以降は増加している。令和6年度末の任意適用被保険者数は21万1千人（対前年度比2.4%増）、任意継続被保険者数は21万5千人（同2.5%減）となっている。

標準報酬月額別の分布を協会けんぽ（令和6年9月30日現在）と組合健保（令和6年10月1日現在）で比較したものが、第4図である。協会けんぽは組

合健保に比べて相対的に低い標準報酬月額に多く分布している。このため、標準報酬月額の平均は、協会けんぽでは31万3千円であり、組合健保（特例退職被保険者を除く）の40万4千円に比べて9万1千円程度低くなっている。

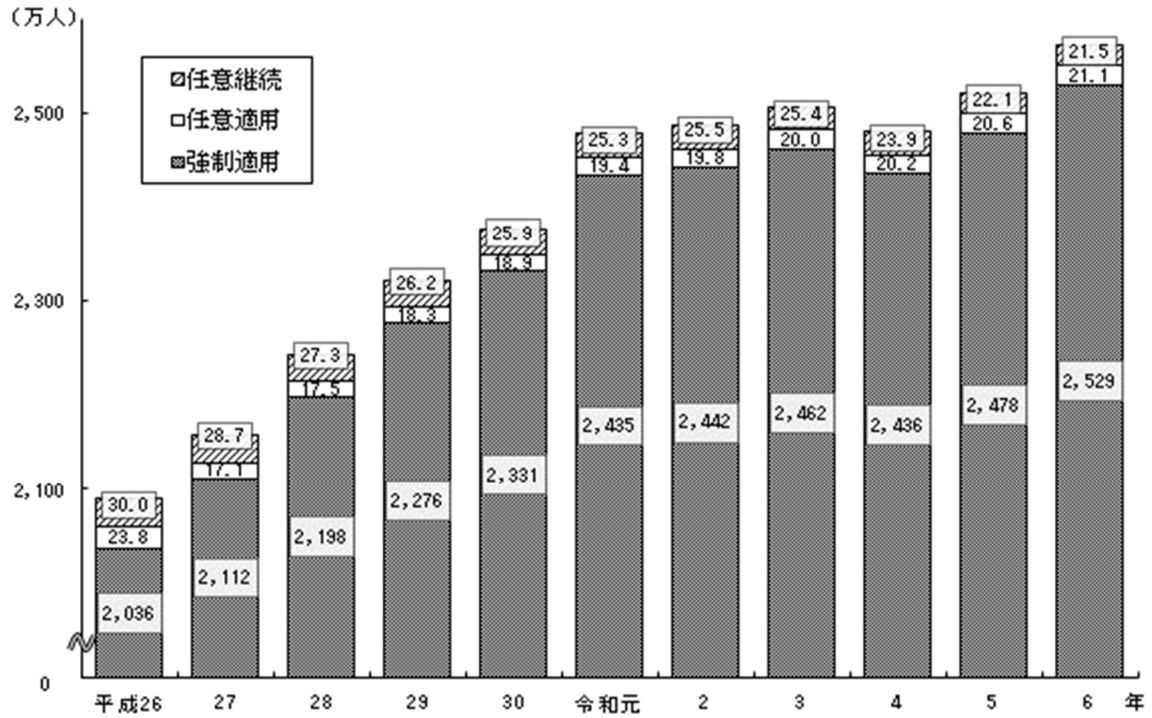
協会けんぽの被保険者及び被扶養者の年齢階級別分布をみたものが、第5図である。被保険者は、50～54歳が13.4%と最も多く、ついで45～49歳が12.6%となっている。60歳以上は、60～64歳が8.7%、65～69歳が5.8%、70歳以上が3.6%となっている。また、15～19歳は0.5%である。被扶養者は、10～14歳と15～19歳が15.8%と最も多く、ついで5～9歳が14.0%であり、20歳未満で56.7%の割合を占めている。平均年齢は、被保険者が46.3歳、被扶養者が25.9歳である。

第7表 協会けんぽの適用状況の推移（年度末）

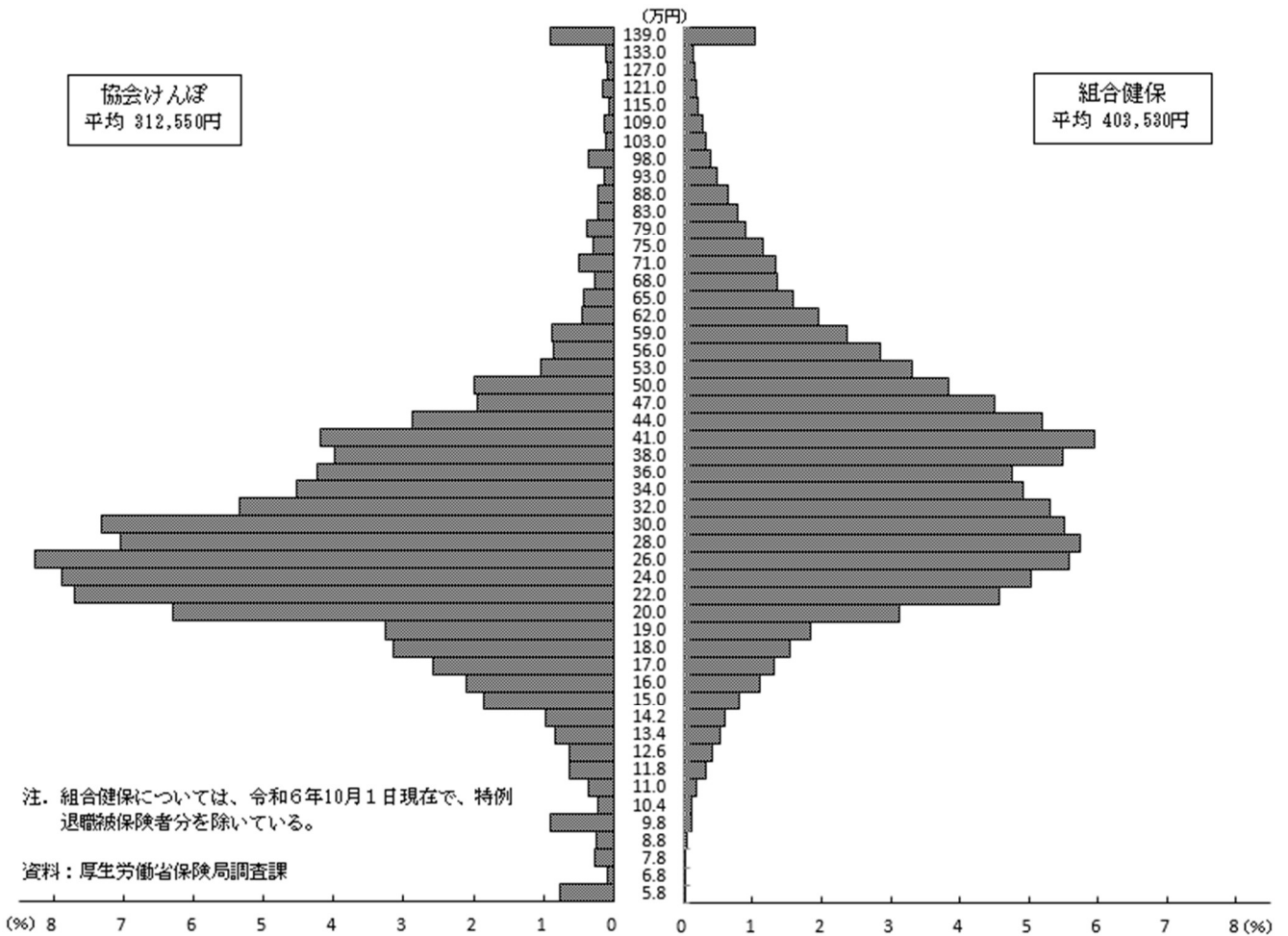
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	対前年度末比 (%)
被保険者数（千人）	24,877	25,072	24,800	25,212	25,721	2.0
男子	14,635	14,660	14,536	14,663	14,789	0.9
女子	10,243	10,412	10,264	10,549	10,932	3.6
被扶養者数（千人）	15,419	15,193	14,640	14,331	13,975	△ 2.5
男子	5,402	5,358	5,235	5,171	5,097	△ 1.4
女子	10,017	9,835	9,405	9,160	8,878	△ 3.1
扶養率	0.620	0.606	0.590	0.568	0.543	△ 4.4
事業所数（千事業所）	2,399	2,489	2,563	2,666	2,757	3.4
1事業所あたり被保険者数（人）	10.37	10.07	9.68	9.46	9.33	△ 1.3
標準報酬月額の平均（円）	289,937	295,438	302,159	306,991	311,812	1.6
男子	329,504	336,055	342,501	348,206	354,090	1.7
女子	233,403	238,248	245,028	249,704	254,620	2.0
標準賞与額の平均（円）	308,690	317,953	325,516	334,193	347,402	4.0
男子	353,405	365,170	376,030	386,493	402,318	4.1
女子	247,590	254,468	257,692	263,165	273,594	4.0

注. 標準賞与額の平均は標準賞与額の総額の年度累計を賞与の支給を受けた被保険者数の年度累計で除した額である。

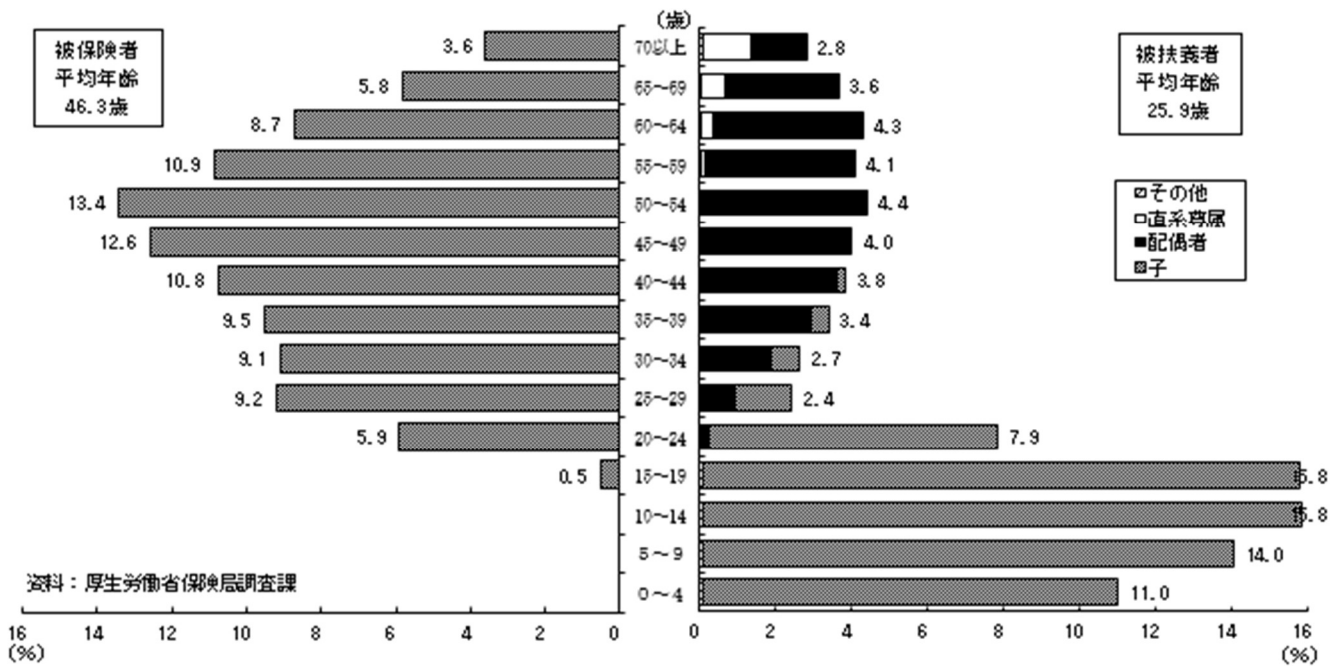
第3図 協会けんぽの被保険者数の推移（年度末）



第4図 標準報酬月額別被保険者構成割合（令和6年9月30日現在）



第5図 協会けんぽの加入者の年齢階級別構成割合（令和6年9月30日現在）



(2) 給付状況

令和6年度の保険給付費の状況をみたものが、第8表である。総額は7兆2,432億円となり、前年度と比較すると1.9%増加している。

保険給付費の内訳を見ると、被保険者分は全体の60.3%、被扶養者分は30.8%であり、高齢受給者等の保険給付費は全体の8.8%となっている。保険給付費のうち、医療給付費は6兆6,375億円で91.6%を占めており、前年度と比較すると1,094億円（1.7%）増加している。また、医療給付費のうち77.9%は入院・入院外・歯科で占めており、5兆1,695億円（対前年度比1.2%増）となっている。

保険給付費のうち、その他の現金給付費は6,057億円となっており、前年度と比較すると4.5%の増加となっている。その他の現金給付費を被保険者・被扶養者別にみると、被保険者分は5,535億円（同5.8%増）、被扶養者分は522億円（同7.8%減）となっている。その他の現金給付費のうち58.3%は傷病手当金で3,534億円（同7.2%増）であり、26.0%は出産育児一時金で1,574億円（同0.2%増）となっている。

(3) 医療費の状況

令和6年度の医療費の状況をみたものが、第9表である。総額は8兆4,457億円となり、前年度と比べ1.5%増加している。

医療費の内訳を見ると、入院は2兆2,083億円（全体の26.1%）、入院外は3兆3,511億円（同39.7%）、歯科は9,244億円（同10.9%）、薬剤支給は1兆7,465億円（同20.7%）となっている。

令和6年度の実効給付率（医療費に占める医療給付費の割合）は78.6%であり、前年度と比べ0.1%増加している。

加入者一人当たり医療費の推移をみたものが、第10表である。令和6年度の加入者一人当たり医療費をみると、212,946円（対前年度比1.3%増）であり、入院は55,679円（同3.5%増）、入院外は84,494円（同1.9%減）、薬剤支給は44,036円（同2.8%増）となっている。

第8表 協会けんぽの保険給付費の状況（令和6年度）

（単位：億円）

	被保険者	被扶養者	高齢受給者 (一般)	高齢受給者 (現役並み所得)	世帯合算	介護合算	合計	
							合計	割合
医療給付費	38,169	21,814	4,837	1,332	223	0.05	66,375	91.6%
入院	10,882	6,465	1,917	534	・	・	19,798	27.3%
入院外	14,787	8,324	1,741	476	・	・	25,328	35.0%
歯科	4,150	2,055	287	78	・	・	6,570	9.1%
薬剤支給	7,601	4,357	846	233	・	・	13,037	18.0%
入院時食事療養費・生活療養費 (標準負担額差額支給を除く)	82	66	18	4	・	・	170	0.2%
訪問看護療養費	71	260	27	6	・	・	365	0.5%
療養費	544	249	・	・	792	1.1%
高額療養費	54	38	223	・	315	0.4%
その他	0.24	0.19	・	0.05	0.49	0.0%
その他現金給付費	5,535	522	・	・	6,057	8.4%
傷病手当金	3,534	・	・	・	3,534	4.9%
埋葬料	13	6	・	・	19	0.0%
出産育児一時金	1,059	516	・	・	1,574	2.2%
出産手当金	930	・	・	・	930	1.3%
合計	43,704	22,336	4,837	1,332	223	0.05	72,432	100.0%

注1. 被保険者及び被扶養者の「その他」は、入院時食事療養費・生活療養費（標準負担差額支給）と移送費の合計である。

2. 高齢受給者の計数不明（…）の現金給付費は、被保険者、被扶養者の現金給付費に含まれている。

第9表 協会けんぽの医療費の状況（令和6年度）

（単位：億円）

	被保険者	被扶養者	高齢受給者 (一般)	高齢受給者 (現役並み所得)	合計	
					合計	割合
入院	12,121	7,305	2,052	605	22,083	26.1%
入院外	19,808	11,030	2,040	633	33,511	39.7%
歯科	5,898	2,879	356	111	9,244	10.9%
薬剤支給	10,321	5,809	1,014	321	17,465	20.7%
入院時食事療養費・生活療養費	261	206	58	14	538	0.6%
訪問看護療養費	98	356	30	8	493	0.6%
療養費	772	350	1,122	1.3%
移送費	0.09	0.06	0.15	0.0%
合計	49,280	27,935	5,551	1,692	84,457	100.0%

注. 高齢受給者の計数不明（…）の療養費及び移送費は、被保険者、被扶養者の療養費及び移送費に含まれている。

第10表 協会けんぽの加入者一人当たり医療費の推移

（単位：円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	対前年 度比 (%)
	入院	49,326	52,263	51,943	53,778	55,679
入院外	69,917	78,053	86,094	86,110	84,494	△1.9
歯科	20,585	21,527	21,861	22,359	23,307	4.2
薬剤支給	35,596	37,541	39,214	42,817	44,036	2.8
入院時食事療養費・生活療養費	1,337	1,345	1,285	1,308	1,358	3.8
訪問看護療養費	707	822	922	1,072	1,243	15.9
療養費	2,821	2,864	2,781	2,843	2,829	△0.5
移送費	0.23	0.11	0.12	0.40	0.37	△6.0
合計	180,291	194,415	204,099	210,287	212,946	1.3

3. 協会けんぽ（一般被保険者）の都道府県支部別の状況

(1) 適用状況

令和6年度の適用状況を都道府県支部別にみたものが、第11表である。

令和6年度末現在の加入者数が最も多いのは東京で618万4千人であり、最も少ない鳥取の18万8千人の約32.9倍となっている。

扶養率が最も高いのは沖縄で0.685であり、次いで奈良が0.660、鹿児島が0.631となっている。一方、最も低いのは東京で0.428であり、次いで岩手が0.499、秋田が0.502となっている。

平均総報酬額が最も高いのは神奈川で445万9千円であり、最も低い青森の359万2千円の約1.24倍となっている。

令和6年9月30日現在の加入者の平均年齢が最も高いのは秋田で42.5歳であり、次いで青森が41.3歳、北海道が41.1歳となっている。一方、最も低いのは沖縄で36.6歳であり、次いで滋賀と福岡が38.1歳となっている。

(2) 医療費の状況

令和6年度の加入者1人当たり医療費を都道府県支部別にみたものが、第6図である。

1人当たり医療費が最も高いのは佐賀で、全国平均の212,946円よりも28,828円高く、その内訳は入院が+15,430円、入院外が+12,536円、歯科が△666円、その他が+1,529円となっている。一方、最も低いのは沖縄で、全国平均より15,536円低く、その内訳は入院が+3,663円、入院外が△15,300円、歯科が△3,528円、その他が△371円となっている。

都道府県支部別の1人当たり医療費は、各支部の加入者の年齢構成の違いの影響を受ける。この影響による医療費の格差を除去した指数（以下、「地域差指数」という。）を都道府県支部別にみたものが、第7図である。第6図の1人当たり医療費が最も高い佐賀は、地域差指数でも最も高くなっている。一方、1人当たり医療費が最も低い沖縄は、平均年齢が低いこともあり、年齢構成の影響を除去した地域差指数では、低いほうから数えて6番目の都道府県支部となっている。地域差指数が最も低い都道府県支部は新潟である。

地域差指数の高い10支部について内訳をみると、

ほとんどの支部では、医科（入院、入院外）が全国平均より高いことが、地域差指数が高い大きな要因となっている。

地域差指数の低い10支部について内訳をみると、沖縄を除きこれらの支部では、入院、入院外、歯科、その他のすべてが全国平均を下回っている。特に、新潟は、入院、入院外がともに低いことが、地域差指数が低い大きな要因となっている。

地域差指数が最も高い佐賀と、最も低い新潟について、地域差指数の全国値との差の内訳を年齢階級別にみたものが、第8図である。

佐賀では、入院はすべての年齢階級でプラスに寄与しており、特に50歳以上の年齢階級で寄与が大きくなっている。また、入院外でもすべての年齢階級でプラスに寄与している。新潟では、入院と入院外ともに60～64歳以上の年齢階級を中心に寄与が大きくなっており、さらに入院においては、0～4歳の年齢階級の寄与も大きくなっている。

上記2支部について、各年齢階級の1人当たり医療費の全国平均との乖離率をみたものが、第9図である。

佐賀では、すべての年齢階級がプラスの乖離率となっており、特に20～29歳で乖離の幅が大きくなっている。新潟では、すべての年齢階級がマイナスの乖離率となっており、60～64歳で乖離の幅が最も大きくなっている。

第8図と第9図を比較すると、佐賀では地域差指数に対して寄与が大きい年齢層と、年齢階級別の1人当たり医療費の全国平均との乖離率が大きい年齢層には差異がみられる。

(注) 地域差指数の計算は、以下の算式による。

$$\begin{aligned} & \text{A支部の地域差指数} \\ &= \frac{\sum (\text{A支部の年齢階級別加入者1人当たり医療費} \times \text{全国の年齢階級別加入者数ウェイト})}{\text{全国の加入者1人当たり医療費}} \end{aligned}$$

第11表 都道府県支部別適用状況（令和6年度）

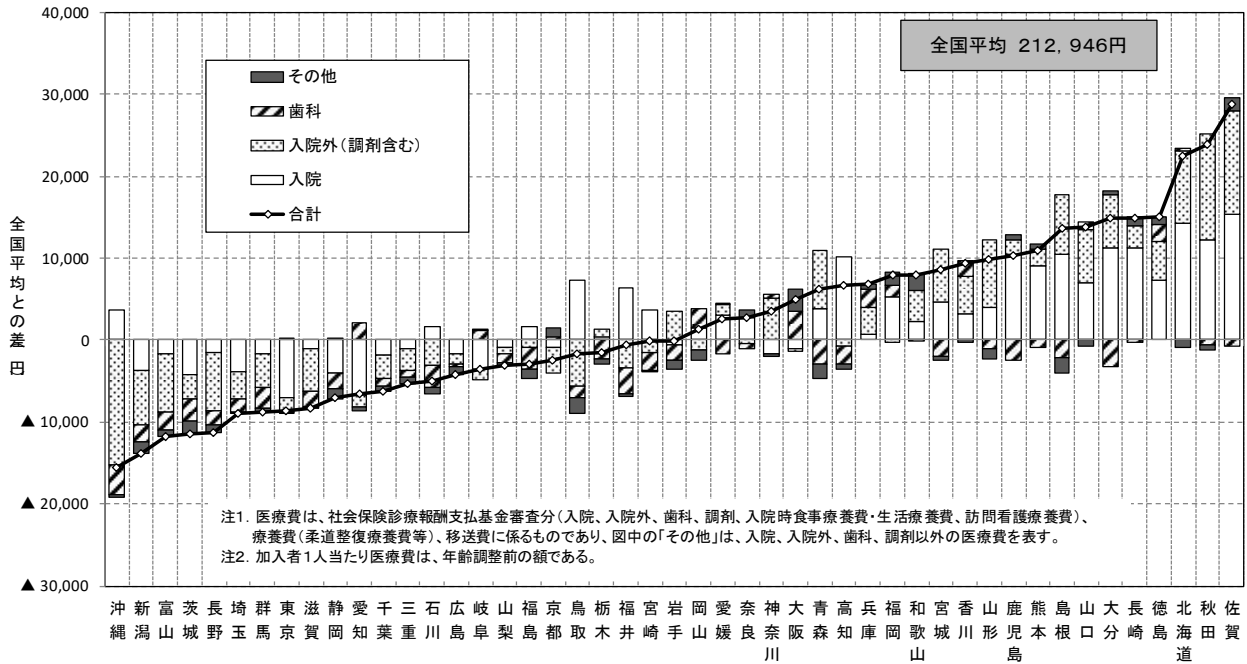
	加入者数			扶養率	平均総報酬額	平均年齢		
	加入者	被保険者	被扶養者			加入者	被保険者	被扶養者
	千人	千人	千人		千円	歳	歳	歳
全国	39,696	25,721	13,975	0.543	4,195	39.1	46.3	25.9
北海道	1,663	1,071	593	0.554	4,079	41.1	47.9	28.8
青森	404	267	136	0.510	3,592	41.3	48.3	27.8
岩手	364	243	121	0.499	3,638	40.9	48.0	26.7
宮城	683	444	238	0.537	3,921	39.9	46.9	27.1
秋田	287	191	96	0.502	3,622	42.5	49.0	29.6
山形	355	235	120	0.512	3,750	40.4	47.7	26.3
福島	610	399	211	0.528	3,918	40.0	47.2	26.5
茨城	700	453	247	0.545	4,200	39.4	46.7	26.1
栃木	522	340	182	0.535	4,104	39.7	46.9	26.5
群馬	609	389	220	0.565	4,184	39.2	46.7	26.2
埼玉	1,434	919	515	0.560	4,323	39.5	47.0	26.2
千葉	1,038	674	364	0.540	4,277	39.5	46.8	26.2
東京	6,184	4,330	1,854	0.428	4,396	39.0	44.7	25.7
神奈川	1,694	1,103	591	0.536	4,459	39.8	47.2	26.3
新潟	744	483	261	0.540	3,974	39.8	47.2	26.2
富山	382	254	128	0.503	4,167	39.7	47.1	25.0
石川	425	279	146	0.524	4,184	38.9	46.5	24.7
福井	275	179	96	0.534	4,126	39.3	47.1	24.8
山梨	244	156	88	0.562	4,153	39.5	47.3	26.0
長野	620	399	221	0.553	4,091	39.3	47.3	25.1
岐阜	734	462	271	0.587	4,222	39.0	46.7	26.1
静岡	991	647	345	0.533	4,218	39.4	46.8	25.6
愛知	2,495	1,597	898	0.562	4,420	38.2	45.3	25.7
三重	493	320	174	0.543	4,190	39.0	46.1	26.1
滋賀	345	214	131	0.609	4,237	38.1	46.0	25.3
京都	865	546	319	0.584	4,341	38.7	46.2	26.0
大阪	3,517	2,209	1,308	0.592	4,418	38.2	45.5	26.1
兵庫	1,459	911	548	0.601	4,317	38.9	46.6	26.3
奈良	312	188	124	0.660	4,169	38.9	46.9	27.0
和歌山	282	175	107	0.613	3,996	39.7	47.5	27.2
鳥取	188	122	67	0.548	3,744	39.0	47.1	24.5
島根	217	141	76	0.540	3,816	39.6	47.8	24.6
岡山	689	440	249	0.566	4,066	38.4	46.1	25.0
広島	1,036	658	378	0.576	4,174	38.7	46.5	25.3
山口	395	253	142	0.560	4,166	39.9	47.5	26.4
徳島	249	160	89	0.554	3,935	39.3	46.9	25.8
香川	359	228	130	0.571	4,015	38.9	46.6	25.5
愛媛	478	298	180	0.602	4,013	38.8	46.7	25.8
高知	227	148	79	0.536	3,884	39.7	47.7	25.1
福岡	1,882	1,178	704	0.597	4,115	38.1	46.0	25.1
佐賀	276	173	103	0.596	3,851	38.7	46.9	25.2
長崎	423	266	158	0.594	3,807	39.4	47.7	25.7
熊本	604	383	221	0.578	3,859	38.5	46.8	24.3
大分	387	246	142	0.578	3,891	39.5	47.3	26.2
宮崎	388	244	144	0.588	3,780	38.5	47.2	23.9
鹿児島	590	362	228	0.631	3,780	38.2	47.1	24.3
沖縄	578	343	235	0.685	3,630	36.6	45.9	23.1

注1. 加入者数、扶養率は令和6年度末現在、平均年齢は令和6年9月30日現在。

2. 平均総報酬額は、総報酬額の年度累計を年間の平均被保険者数で除したものである。

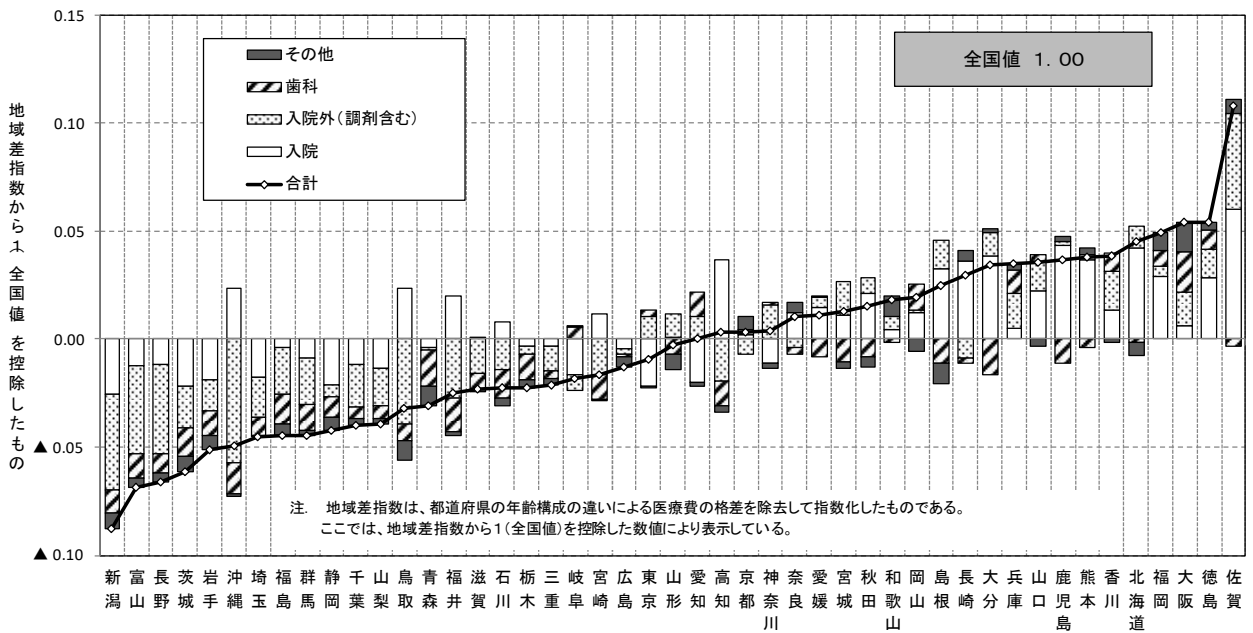
第6図 都道府県別 加入者1人当たり医療費の状況（全国平均との差）（令和6年度）

・年齢調整前の1人当たり医療費(実額)であるため、都道府県間の年齢構成の違いが影響する。

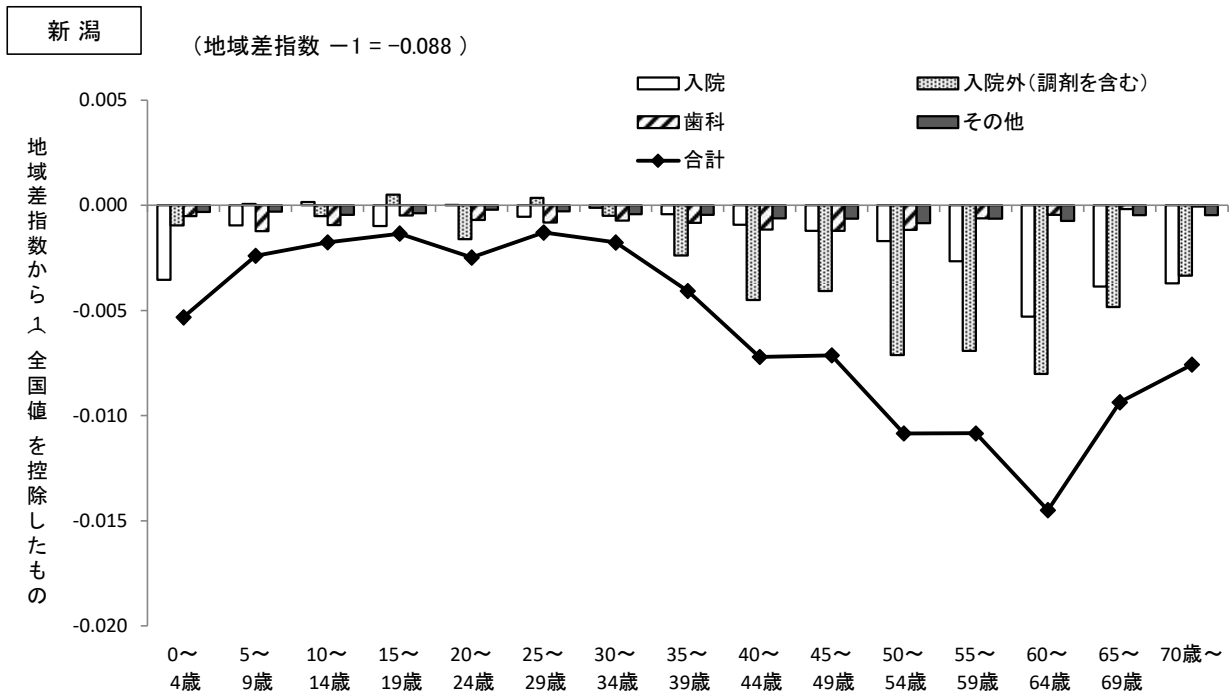
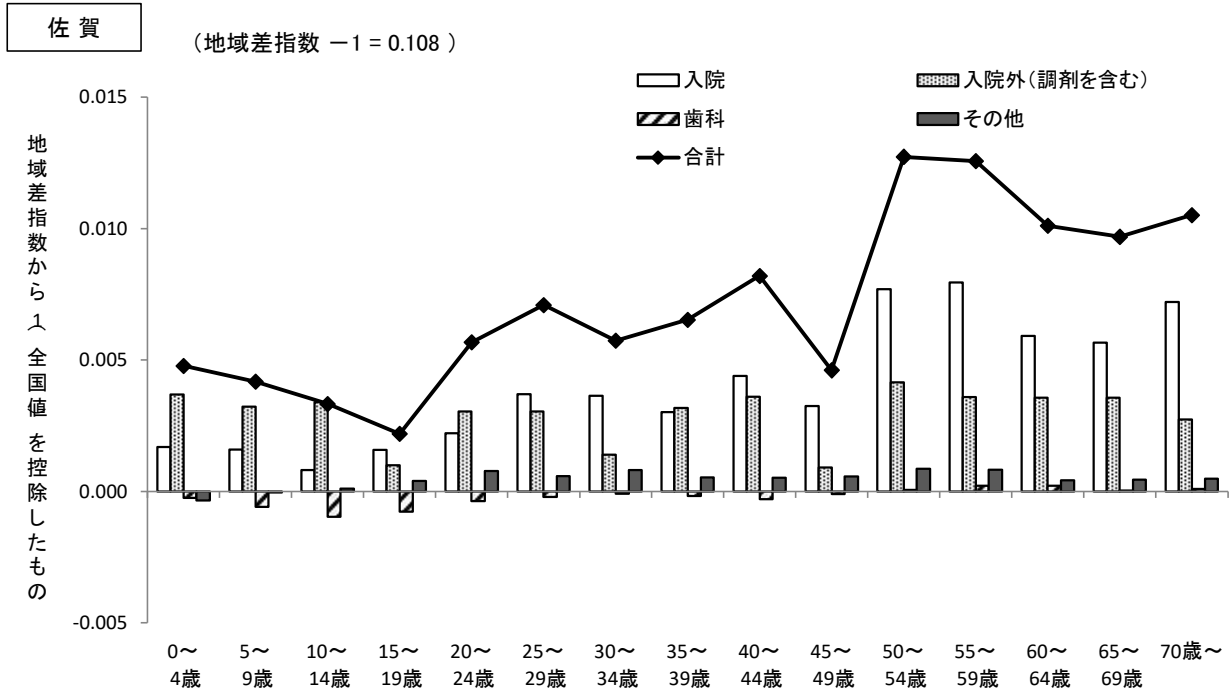


第7図 都道府県別 地域差指数の比較（令和6年度）

・1人当たり医療費から年齢構成の違いによる影響を除去(年齢調整)しているため、医療費の地域差を比較することが可能。



第8図 地域差指数の年齢階級別内訳 (令和6年度)



第9図 年齢階級別1人当たり医療費の全国平均との乖離率及び診療種別寄与度分解（令和6年度）

